平成30年度第1回

札幌市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成30年7月23日(月)午後6時30分開会札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室

札幌市国民健康保険運営協議会

1 日 時

平成30年7月23日(月)午後6時30分~午後7時40分

2 場 所

札幌市役所 8階 1号会議室 中央区北1条西2丁目

3 出席者

(1) 運営協議会委員(14名のうち出席者13名)

ア 公益代表

出光 英哉、芝木 厚子、門間 偉峰、上机 美穂

イ 被保険者代表

阿部 孝子、飯田 昇、各務 哲美、田部 久江

ウ 保険医または保険薬剤師代表

末岡 裕文、辻崎 正幸、大森 幹朗、五十嵐 利幸

工 被用者保険等保険者代表

小林 敬、横式 一司

(2) 市 側

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国民健康推進担当課長他

4 議事録署名委員

辻崎 正幸 (保険医または保険薬剤師代表)

小林 敬(被用者保険等保険者代表)

5 審議事項

議案第1号 平成29年度国民健康保険会計決算について

6 その他

報告事項① 札幌市国民健康保険条例の一部改正について

報告事項② 平成30年度国民健康保険料率について

報告事項③ 平成30~32年度中期収納対策基本方針について

1. 開 会

●保険企画課長

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、保険企画課長の小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員のご確認をさせていただきましたところ、13名のご出席をいただいて おります。五十嵐委員につきましては、あらかじめ欠席の旨のご連絡をいただいていると ころです。

定足数の半数以上に達しておりますので、本日の協議会は成立していることを申し添えます。

今年度第1回目ということで、事務局の異動もありましたことから、まず、一言ずつ、 事務局員からご挨拶を申し上げさせていただきます。

- ●保険医療部長 保険医療部長の西村です。4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
- ●保険企画課長 先ほどご挨拶申し上げたとおり、4月から着任しました保険企画課長の 小野寺といいます。どうぞよろしくお願いします。
- ●保険事業担当課長 保険事業担当課長の森川と申します。今年で3年目になります。引き続きよろしくお願いいたします。
- ●国保健康推進担当課長 国保健康推進担当課長の吉川です。平成28年度から3年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。
- ●給付係長 給付係長の藤原と申します。よろしくお願いいたします。
- ●特定検診担当係長 特定検診担当係長の加藤と申します。よろしくお願いします。
- ●企画調整担当係長 企画調整担当係長の樋口と申します。よろしくお願いいたします。
- ●債権管理担当係長 債権管理担当係長の石原と申します。よろしくお願いいたします。
- ●収納対策担当係長 収納対策担当係長の逸見と申します。よろしくお願いします。
- ●保険係長 保険係長の磯尾と申します。よろしくお願いいたします。
- ●特定保健指導担当係長 特定保健指導担当係長の伊達と申します。よろしくお願いいた します。
- ●医療費適正化担当係長 医療費適正化担当係長の飛彈野と申します。よろしくお願いいたします。
- ●管理係長 管理係長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 保険医療部長挨拶

- ●保険企画課長 それでは、改めまして、保険医療部長の西村より、一言、ご挨拶を申し上げます。
- ●保険医療部長 皆様、こんばんは。 改めまして、保険医療部長の西村です。

本日は、夜分、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから本市の国保事業にご理解とご協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、4月からスタートしました国保の都道府県単位化でございますが、これまでのところは大きな混乱はなく、無事に新しい制度へ移行できたのではないかと考えております。 委員の皆様には、新たな制度での市の方針決定に当たりまして、多大なご協力をいただき、まことにありがとうございました。

新制度では、国保の安定化に向けた財政支援の拡充や、事務の効率化などが行われますが、新しい制度でありますので、今後、さまざまな課題が出てくることや、さらなる制度改正の必要が出てくることが考えられます。再度、市の方針検討が必要になった際には、改めて委員の皆様にお諮りしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、平成29年度国民健康保険会計決算についてご審議いただきますほか、国民健康保険条例の一部改正、平成30年度国民健康保険料率、平成30年度から32年度の中期収納対策基本方針の3点についての報告を予定しております。限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

以上、簡単ですが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

●保険企画課長 本日の資料につきましては、過日、委員の皆様にお送りさせていただい たところですが、お忘れなどはないでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては、出光会長にお願いしたいと思います。 会長、よろしくお願いいたします。

3. 議事録署名委員の選出

●出光会長 それでは、これからの進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりますと会長指名ということですので、私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、辻崎委員と小林委員にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。

4. 議 事

●出光会長 それでは、ただいまから平成30年度第1回札幌市国民健康保険運営協議会を始めます。

本日の議題は、議題1件及び報告事項3件となっております。

まず、議題第1号の平成29年度国民健康保険会計決算について、事務局から説明をお願いいたします。

●保険企画課長 それでは、議題第1号の平成29年度国民健康保険会計決算についてご 説明いたします。

資料1と書かれておりますA4判横の資料をごらんください。

表題に(見込)とありますが、これは、決算として9月招集予定の平成30年第3回定 例市議会に提案予定であるためです。

1ページでは、歳入、歳出についてご説明いたします。

上に歳入、下に歳出の概況を表にまとめております。

表の見方ですが、29年度と書いてある列の左から当初予算、予算現額(A)とありますが、予算現額とは、当初予算の編成後、年度の途中で増額、現額の補正をした後の最終的な予算額のことを指しております。また、次の欄に決算(B)とありまして、これが今回ご報告する決算数値となります。そして、その右横ですが、上の歳入の表では、予算差、すなわち決算から予算現額を差し引いたもの、下の歳出の表では不用額と書いてありますが、予算現額から決算を差し引いたものを掲載しております。

上の表、下の表、その横に参考として28年度決算(C)、最後に、29年度決算と28年度決算を比較した前年比(B)-(C)を掲載しております。

それではまず、歳入、歳出の合計額からご説明いたします。

まず、歳入の合計ですが、上の表をごらんください。

下から2行目の歳入合計とある行の決算(B)の欄の①のとおり、これが29年度の歳入の合計額で、約2,244億円となっております。

一方、歳出の合計です。

下の表の一番下の行の歳出合計と書かれた行の決算(B)の欄のとおり、③と書いてありますが、これが29年度の歳出の合計額で、約2,200億円となっております。

ページの一番下の左側の欄外になりますが、太字で歳入①-歳出③とあります。これは、 平成29年度に43.4億円の剰余金が生じたことを意味しています。

剰余金について、右矢印で示しておりますけれども、全額を国保の基金に積み立てる予定としております。これは、前回の運営協議会でもご説明しましたとおり、札幌市基金条例の一部を改正いたしまして、国保の都道府県単位化に伴う不測の事態に備えるためのいわば予備財源とするものです。ただし、右側にありますとおり、歳入のうち、国から交付を受けている療養給付費負担金については、既に23.9億円の過大交付になっていることが確定しています。

療養給付費というのは、加入者の方が病院にかかったときの医療費に対する保険給付の ことですが、この費用のうち、一定の額は国が負担することとなっています。この国負担 額が過大交付になっているわけですが、この過大交付分は今年度中に国に返還することに なります。

この返還財源といたしまして、今回積み立てる基金の一部を充てることを予定しておりまして、これを国へ返還した後の基金残額は、歳入②一③に書いてあるとおりで、19.5億円が予備財源として残ることになります。

なお、ただいま国からの交付金が過大になっているというご説明をしました。これまで も、額の大小はあれども、毎年発生している事象でして、札幌市の事務誤り等によるもの ではございません。

どうしてそうなるかですが、国が採用している方式に起因しているものでして、国は、 最初に市町村が試算した額よりも多目に交付しておき、決算が出てから精算をして、翌年 度に多過ぎた分を市町村から返還させるという方法をとっているために発生するものです。

次に、予算と決算の乖離についてです。

まず、歳入ですが、上の表の中ほど予算差の合計欄をごらんください。

三角マークがありますが、これは予算で見込んだよりも56億円ほど歳入が少なかった ことを意味しています。

次に、歳出ですが、下の表の中ほど不用額の合計欄をごらんください。

予算で見込んだよりも99億円ほど歳出が少なくて済んだということになります。

次に、予算と決算の乖離の理由についてです。

ページ右側の主な増減の内容をごらんください。

さまざまな科目で乖離が生じていますが、大きな差があったものを中心にご説明いたします。

まず、歳入ですが、1の保険料のうち、(1)の現年度分と4の共同事業交付金です。

まず、1の保険料の現年度分ですが、約19億円の不足となりました。この不足の要因ですが、右横にイとして調定額の差等によると書いてありますけれども、ここが主な原因となっております。これは、予算上見込んでいない所得が激減した方の保険料の減免による影響や歳入予算を見込んだときに想定した世帯数と実際の料率決定時の世帯数の差が大きかったことなどによるものです。

次に、4の共同事業交付金ですが、約39億円の不足となりました。この事業ですが、いわゆる再保険の仕組みとなっていまして、北海道全体の保険者が掛け金を出し合っておき、一定の金額を超える高額の医療費が発生した場合や医療費総額が急激に増加した場合に、その保険者へ財政支援する、すなわち保険者同士で補い合う仕組みがあります。したがいまして、この歳入不足は、再保険として交付を受ける額が少なかったことを意味していますが、そのかわり、掛け金を払うほう、つまり歳出も減っています。

右側の表の下から3行目をごらんください。

3の共同事業拠出金がありますが、これが再保険の仕組みに対して掛け金を払ったほうの欄になります。ここにありますとおり、予算で見込んでいたときより、42億円ほど負担が少なく済んでいたことがわかるかと思います。つまり、予算で見込んでいたほど、再

保険の仕組みを活用する案件が少なかったことになりますが、再保険事業の収支としましては、掛け金より交付金のほうが 2.8億円ほど多い結果となっておりますから、札幌市にとってはプラスの影響でフィニッシュしたと言えると思います。

続けて、歳出のほうをご説明いたします。

2の療養給付費等をごらんください。

療養給付費は、先ほどご説明したとおり、保険給付そのものの経費でありますが、約48億円の不用額となっております。48億円というと大変大きい額と思われるでしょうが、そもそも療養給付費等の予算総額は約1,374億円と巨額でありまして、総額に比べますと3.5%程度でありますことから、見込みと実際の違いの範囲という意味で捉えることができると考えております。

次に、2ページをごらんください。

左側に概要としまして円グラフを表示しております。真ん中から二つに分かれておりまして、左側が歳入、右側が歳出と基金積立金、それぞれの科目別の割合をあらわしています。

まず歳入ですが、保険料は343億円で全体の約15%を占めています。

次に、国庫支出金は510億円、道支出金は100億円、一般会計繰入金は219億円となっておりますが、これら国等からの歳入は合計で約829億円となりまして、これは歳入全体の約37%を占めています。

その下の退職者療養給付費等交付金は、いわゆるサラリーマンのOBの方の医療費について、その方の出身の社会保険から負担いただく仕組みのことですが、この分として24 億円ほどいただいております。

その次の前期高齢者交付金は、65歳から74歳の人の加入率が全国平均を上回っている場合に、これを下回っている社会保険から負担いただく仕組みですが、この分として540億円ほどいただいております。

これら社会保険からいただいている交付金を合計すると約564億円で、歳入全体の約25%程度を占めます。

次の共同事業交付金ですが、これは先ほど1ページでご説明した再保険事業に係る収入です

次に、隣の歳出ですが、先ほどご説明したとおり、医療費の保険者負担分で1,326 億円となり、歳出全体の6割を占めております。

次の共同事業拠出金は、先ほどご説明した再保険事業の掛け金として支払った支出になります。

次に、後期高齢者支援金ですが、これは75歳以上の後期高齢者医療制度に対して負担しているものです。後期高齢者の方のかかった医療費の一部は各保険者が出し合うことになっていまして、そのうち、札幌市国保からの負担分が225億円、歳出全体の10%ほどを占めています。

次に、介護納付金や保健事業費などですが、127億円となっています。このうち、介護納付金は87億円ほどですが、これも介護保険制度に対して札幌市国保から負担することになっているものです。

次に、ページ右側の棒グラフをごらんください。

ここでは、被保険者数の推移についてご説明いたします。

過去3年度の推移を示しておりますが、このうち65歳から74歳までの前期高齢者の 方については斜線模様で示しております。見てのとおり、被保険者数は毎年度減少してお りますが、前期高齢者の方々の数はほぼ変わらないため、全体に占める前期高齢者の方の 割合はふえ続けております。

被保険者全体数が減少している主な理由についてですが、75 歳到達によりまして、後期高齢者医療制度に移行する方が毎年度約1 万7, 0 0 0 人いらっしゃることが大きな要因となっております。

次に、3ページをごらんください。

左のグラフは総医療費の推移をあらわしていますが、被保険者数の減少に伴い、若干ずつですが、減少していることがおわかりいただけるかと思います。

その右のグラフは1人当たりの医療費です。被保険者全体では1人当たり39万5,000円となっていますが、このうち、前期高齢者の方に限りますと53万4,000円となっておりまして、前期高齢者の方は被保険者全体に比べると1.3倍から1.4倍の医療費がかかっていることがおわかりいただけるものと思います。

次に、4ページをごらんください。

ここでは、札幌市国保の健全な運営のために特に注力して取り組んでいる医療費適正化 事業・保健事業と保険料収納対策について、平成29年度の取り組み結果をおまとめして おります。時間の都合もありますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、ページ左側の医療費適正化事業・保健事業についてですが、29年度も新たな取り組みやこれまでの取り組みの継続という形でさまざまな事業を進めてまいりました。それぞれの実績や所要額などの概要を記載しております。

この協議会においてもご質問いただくことのある特定健診の受診率についてですが、中 ほどの⑤の星の一つ目の特定健診受診率向上対策をごらんください。

29年度の受診率ですが、速報値で19.5%でして、28年度と比べるとプラス0. 1ポイントとなっております。

また、次の星の特定保健指導ですが、対象となった方5,062人のうち、673人の方に保健指導を実施しております。

なお、健診実施機関からの報告が出そろうまでにはタイムラグがありまして、29年度 の最終的な保健指導の実施率はまだ算出できておりません。

次に、ページ右側の保険料収納対策をごらんください。

5行目から6行目にかけて平成29年度目標とありまして、現年度分の収納率は93.

28%を目指していました。これについては、その下の①の表をごらんください。網かけになっているところですが、29年度の現年度分の収納率は93.64%となっております。これは先ほど申し上げた目標を0.36ポイント上回っており、また対前年度比で見てもプラス0.92ポイントの向上となっております。

なお、最初のほうに戻っていただきまして、上から2行目に重点項目とあり、丸の三つ目に滞納整理の徹底を掲げております。これはページー番下の⑤の表をごらんください。 滞納処分ですが、29年度は2,389件の処分を実施しておりまして、件数でいいますと対前年度でプラス371件、18%程度の増加となっております。

資料1の説明は以上です。

- ●出光会長 ありがとうございました。 ただいまの説明についてご質問などはございませんでしょうか。
- ●飯田委員 一つ教えていただきいのですけれども、保険料の収納についてです。

収納率でいうと、前年度より1%ほど伸び、93%を超えていますね。滞納世帯数については4ページの右側の③交付状況に滞納世帯数というところがあり、これで見ると、加入数が29年度は26万何がしで、約3万世帯となっていますね。これは、滞納世帯数だけでいうと10%を超えているという理解でよろしいのですか。

これは、保険料の割と低いというか、所得が低い方々の滞納が多いというような理解で よろしいのでしょうか。

●保険事業担当課長 ご指摘のとおり、滞納世帯数でいいますと10%ぐらいになると思います。

これについては、所得が高く、保険料が高い世帯からの収納率が高く、一方、所得が低く、保険料も低い世帯からの収納率が低いということで、それが組み合わさり、全体の収納率が大きく出て、滞納世帯数については多目に出てしまうというような結果になっている次第です。

- ●出光会長 飯田委員、よろしいでしょうか。
- ●飯田委員 一つ要望です。

前年度から収納率が1%以上伸びているということで、いろいろな努力をされていることは理解できます。それから、ほかの医療保険というのは、結局、給料からの天引き、あるいは、高齢者であれば年金からの天引きで、割と収納が楽というか、国保の方に比べると楽なのだろうなということもわかってはいます。

ただ一方で、ある程度所得のある国保の加入者の保険料は高いといえば高いというふうに思う人も多いだろうし、私もそう思っているのです。そして、収納率が低いということは、当然、割り戻し率の関係が出てきて、ほかの人の金額が、少しとはいえ、高くなるということを言っているわけですよね。

収納対策の最後にあと二、三年のうちに95%までは伸ばしたいとあって、それはそれで大変いいことだと思っているのですが、できれば、毎年、さらに努力していただけたら

と思います。

- ●保険事業担当課長 おっしゃるとおりでして、改めて収納率向上に努めてまいりたいと 考えております。
- ●出光会長 そのほかご質問などはございませんでしょうか。
- ●各務委員 歳出の総務管理費は全体から見たら小さい数字ですが、事務費節約等による 不用で3億6,000万円とあり、これは結構大きな額ですよね。前回も2億円か3億円 ぐらい出ていましたが、具体的にはどういう節約をされたのですか。
- ●保険企画課長 資料上の説明では節約等となっておりますけれども、大きいところでいいますと、電算システム改修費につきまして、都道府県化が予定されていたものですから、業者から見積もりをとりましたところ、相当な金額がかかるだろうということがわかり、予算に計上しておりました。しかし、実際に入札を執行してみますと、落札率の関係がありまして、そこまでかからなかったということが大変大きくなっております。

この電算システム絡みなど今年度執行に至らなかった部分で予算と決算では差が生じております。

●各務委員 そうなると、節約ではないですね。

これだけを見たら、すごく頑張ったのだなというふうに見られますね。ですから、もう 少し書き方を変えたほうがいいと思います。

- ●保険企画課長 節約もありますが、次回以降、説明については工夫いたします。
- ●各務委員 もう一点です。

3ページに総医療費と1人当たり医療費のグラフがありますね。この数字を見て、総医療費は減っていること、1人当たりの医療費は高くなっていることはわかりますが、ただこれだけですよね。

恐らく、これは最終的にホームページに出すのですよね。それであれば、もう少しわかりやすく、例えば、札幌市の場合はほかの道内市町村から見たら総医療が高い安いとか、1人当たりどうとか、あるいは、札幌市は政令指定都市ですが、全国から見たら高いとかを出したらどうでしょうか。ただ、こういう理由で高いということが想定される、それについては課題として取り組んでいるなど、そういうことを決算とした出したほうが一般の方が見られたらなるほどなとわかると思います。

これだけでは、ただ数字を見て、ああ、そうかというだけで、安いのか高いのかがわからないのです。ですから、資料の工夫をされたほうがいいと感じました。

- ●出光会長 事務局からいかがでしょうか。
- ●保険企画課長 ご指摘の部分はごもっともなところですが、今回は札幌市の決算状況だけで、他都市の決算状況等はまだ把握できておらず、比較には至っていないところです。 ただ、毎年、私どもとしては内部資料として比較等を行っておりますので、機会を見て、 今ご指摘、ご意見も踏まえ、市民への公開については考えていきたいと思います。
- ●出光会長 そのほかにいかがでしょうか。

●上机委員 2点教えてください。

1点目は、4ページの口座振替の加入料についてです。

前年度比で 0. 11ポイントアップですが、これは、今後、促進をお考えなのでしょうか。その場合、これぐらいしか伸びていない中で何か策を講じる予定があるのでしょうか。 2点目は、後学のために教えていただきたいことですが、4ページの1の③の第三者行為の求償についてで、交通事故以外の20件というのはどんなものがあるのかを教えていただきたいと思います。

●保険事業担当課長 1点目の口座振替の加入率についてです。

後ほど、報告事項③で中期収納対策基本方針について説明させていただく予定で、その中で口座振替の推進策等にいてもご説明させていただきたいと思いますが、29年度につきましては0.11ポイントということで、伸びとしては少し小さかったと思っております。

この要因についてですが、実は、平成29年度から、コンビニ納付ということで、コンビニエンスストアでも保険料が納付できるようにする制度改正をしました。これは利便性のアップという意味では非常によい制度ではあったのですが、むしろ口座振替の推進という意味では逆方向に働いた要素もあったかと推測されております。

- ●国保健康推進担当課長 お尋ねの第三者求償行為についてです。 交通事故が一般的でして、それ以外となりますと、よくあるのが暴行や傷害です。
- ●出光会長 ほかにいかがですか。
- ●小林委員 4ページの左側の下から2番目の星印の重症化予防事業の実施についてです。 医療機関未受診者の受診勧奨、対象者750人全員に実施ということですが、具体的に どんな勧奨をしたのかをお聞かせ願えますか。
- ●国保健康推進担当課長 重症化予防事業についてです。

こちらは、健診の結果を受け、それぞれ基準値を設けており、例えば、Ⅱ度高血圧以上、 尿たんぱくなどですが、いわゆる要医療の方たちに対して訪問を加えて勧奨する事業でし て、平成28年度からモデル的に、そして、29年度からは全区の保健師が実施している ところです。ですから、一般的にはご案内して医療機関に受診してくださいというもので すが、それに訪問を前段で加えているということです。

ただ、年齢の高い方にはお会いできるのですが、年齢の低い方にはなかなかお会いできないという課題もあります。前段に電話なりで何らかのお約束をしてとなると、そこで拒否されますので、この事業では、飛び込みで突然行って、お話をさせていただきます。前段の予告として、お伺いしますという文書は出させていただくのですが、訪問日を決めず飛び込みでスタートします。

会えない方もいらっしゃいますけれども、最終的には、そういう方たちには別途ご連絡させていただきます。保健指導は別として、医療受診が必要な方についてはできるだけ放置しないという取り組みでございます。

●出光会長 そのほか、ご質問などはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、ほかにご質問がなければ、事務局からの説明の内容を了承することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 ありがとうございます。 それでは、了承いたします。

5. その他

- ●出光会長 次に、事務局より報告事項があります。 まず、札幌市国民健康保険条例の一部改正について説明をお願いします。
- ●保険事業担当課長 札幌市国民健康保険条例の一部改正について報告いたします。 資料2をごらんください。

本条例改正につきましては、本年2月に開催されました平成29年度第3回国保運営協議会において、30年度の制度改正案件として既に説明させていただいたところです。その後、本年6月の30年第2回定例市議会におきまして条例の改正が議決され、平成30年度の保険料に反映しております。

改正内容は、大きく3点あり、賦課限度額の引き上げ、低所得世帯に対する保険料軽減 基準の拡大、病床転換支援金の特例延長に係る規定整備です。いずれの案件も国が決めて おります国民健康保険法施行令の改正に合わせた改正となります。

それでは、具体的な中身についてです。

まず、左側の賦課限度額の引き上げについてです。

国民健康保険料の最高限度額は、29年度は、医療分が54万円、支援金分が19万円、介護分が16万円で、合わせて89万円でしたが、そのうち、医療分を4万円引き上げるということで、総額で限度額を93万円にさせていただく内容です。

この改正につきましては、賦課額の総額は変えず、一部の世帯の負担を増やして一部の世帯の負担を減らすというものです。具体的には、限度額に到達しております高所得世帯の負担を増やす一方、保険料の負担感が強い中間所得層の負担を軽減することになります。図にありますように、約4,000世帯の負担が増える一方、50%となる約13万8,000世帯の負担が軽減されます。

下に、モデルケースとして、年収200万円と400万円の世帯の保険料の29年度分と30年度分を載せております。これでいいますと、年収が200万円の世帯は約9,00円、400万円の世帯は1万7,000円の引き下げとなっておりますが、これは、賦課限度額の引き上げの影響だけではなく、後ほど説明いたします30年度の保険料率が引き下がった影響もあり、実際の限度額の引き上げによる効果は、年収が200万円の世帯で1,000円程度、400万円の世帯で2,500円程度と見込んでおります。

続きまして、右側の資料です。

低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大についてです。

一定の基準を満たしております低所得世帯について、所得にかかわらず賦課されております平等割、均等割といった応益割分の保険料を軽減する措置が講じられております。現在は、その保険料の7割、5割、2割で保険料を軽減しておりますが、今回の改正によりまして、そのうちの5割減額と2割減額に当たる方の基準の所得を若干広げる措置を取ったものです。 今回の改正により、札幌市において軽減対象世帯が約2,100世帯増加し、軽減額は約5,400万円の増加となります。具体的な札幌市の軽減世帯数等については図をご覧いただきたいと思います。

同じように、モデルケースを載せております。

153万円の年収で2割軽減の方が5割軽減に該当しますと年間で3万8,970円に、 215万円の年収では軽減に該当しない世帯が2割軽減に該当いたしまして、その差が2 9年度と30年度で3万1,840円になっております。

最後に、病床転換支援金の特例延長に係る規定整備についてです。

まず、病床転換支援金とは何かですが、国では、いわゆる社会的入院の解消という言い方をよくするのですが、医療機関の療養病床から介護施設へ転換しようという施策を進めているところです。その促進のため、病床転換を行いました医療機関に対し、都道府県から実施に係る費用の一部を助成するという事業を平成20年度から行っております。

その助成金の一部については、我々国保や医療保険でも費用を負担しております。費用 負担は、平成29年度までの一旦の時限措置でして、支援金分保険料に含めて算定してき たところですが、今回の国の規定の改定により、29年度までの措置をさらに6年間延長 し、平成35年度までとすることによる規定整備を行うというものです。

なお、実際の保険者からの負担金については、社会保険診療報酬支払基金が管理し、支払い事務を行っておりますが、国が想定しているような病床転換はなかなか進んでいないのが実情です。この制度が始まりました平成20年、21年に保険者から集めました支援金の金額が現在もまだ残っている状況であり、制度は続いていますものの、なかなか転換が進んでいかないものですから、逆にいいますと、保険料への影響も非常に小さいものになっております。

国保条例の一部改正についての説明は以上です。

●出光会長 ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問などはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ないようですので、次に進みます。

次に、平成30年度国民健康保険料率について(国保都道府県単位化について)、事務 局から説明をお願いします。

●保険事業担当課長 資料3をごらんください。

まず、平成30年度札幌市の国民健康保険料率についてです。

平成30年度の保険料率が決まりまして、去る6月13日に各区役所から納付通知書を 全世帯に発送させていただきました。

具体的な保険料率については、2の表にある数字となっています。

昨年度との比較は後でご説明いたします。

それでは、3の30年度の主な制度改正についてです。

冒頭の部長からの説明にもありましたが、30年度から国民健康保険の財政運営が都道府県に移管されたことが非常に大きな変更内容です。これは、本年2月の第3回運営協議会でも説明させていただいておりますが、北海道から示されました国保事業費納付金の額から算出した保険料の賦課総額と札幌市の加入世帯数、加入者数及び加入者の29年中の所得を基に料率を決定しております。

また、黒ポツの二つ目の最高限度額の引き上げについて、先ほどの条例改正のところで 説明させていただきましたが、限度額を4万円引き上げました。

次のページをごらんください。

低所得世帯に対する保険料軽減基準について、5割軽減と2割軽減の基準の拡大をさせていただきました。

次に、4の前年度との比較についてです。

表1をごらんください。

まず、医療分と支援金分の保険料については、保険料の賦課総額が納付金の関係で減少したことに伴いまして、平等割と均等割の料率は29年度と比べて若干下がりました。一方で、一世帯当たりの平均所得については、29年度より下がった影響があり、所得割の料率は若干引き上げられております。

また、介護分の保険料については、北海道から示された納付金の額が大きく減少したこともあり、平等割、均等割、所得割の全ての料率が下がっております。

次に、3ページの上の段の表 2ですが、具体的な世帯ごとの年収に応じた保険料のモデルケースを示しております。左側は、給与 2人世帯で医療分、支援金分、介護分が全てかかる世帯ですが、全ての階層で保険料が引き下げられています。また、右側の 6 5 歳以上の年金 2人世帯ですが、介護分がない影響があり、年収が 4 0 0 万円以上の世帯については若干の負担増となっております。

以上、簡単に30年度の保険料率の内容を説明させていただきました。

次の4ページと5ページは、料率告示の際の正式な告示文書でして、参考までに付けさせていただきましたので、後でご覧いただければと思います。また、6ページと7ページは保険料決定の仕組みで、北海道の納付金の額からこういった形で保険料が決まるという内容を説明しております。本日は詳しく説明いたしませんが、ご覧いただきたいと思います。

続きまして、制度移行後の国民健康保険料の状況についてという資料をご覧ください。

札幌市だけではなく、都道府県化後の道内各市町村の保険料について、北海道が取りまとめた資料です。

まず、1の保険料率の増減です。

平成29年度と比べて保険料率が増加したか減少したかですが、所得割と平等割は減少 した市町村のほうが多く、均等割は増加した市町村のほうが多いといった実態となってお ります。これは介護分も含んだ数字でして、札幌市については全ての項目において減少し ています。

次に、2の保険料水準等の状況です。

モデル世帯を二つ挙げており、それぞれの保険料が29年度と30年度でどうなったかです。

一つは、軽減世帯で、保険料の7割軽減を受ける世帯ですが、65歳以上の高齢の単身世帯、年金収入150万円以下の世帯だと思っていただければと思います。もう一つは、保険料の軽減を受けない世帯、中間所得層の世帯になるかと思いますが、40歳代の夫婦2人世帯で、お1人のみに収入があって、給与収入が300万円の世帯です。

モデル世帯の保険料がどうなるかですが、(1)では、約半数の世帯が増減なしになっておりますが、変更があった世帯で比べますと減少している市町村のほうが多くなっております。札幌市においては、いずれのモデル世帯でも保険料が減少しています。

次に、(2)の保険料水準の市町村対比です。

同じ条件で比べたときの最大の保険料が一番高い市町村と一番低い市町村、先ほどのモデル世帯の差がどのぐらいになっているかの比較です。29年度は、軽減世帯では、保険料の差が2.7倍あったものが2.4倍と格差が縮小しております。また、軽減を受けない世帯は、約3倍の格差があったものが2.7倍に縮小しております。

続きまして、2ページをごらんください。

市町村別保険料率一覧として全市町村を示しておりまして、参考までにごらんください。 続きまして、6ページの別紙2です。

先ほどのモデル世帯の2パターンの年間保険料の試算額を示しております。1 に札幌市の保険料を記載しておりますが、単身高齢世帯は年間保険料が1 万9 ,3 0 0 円です。これは、全市町村でいうと、高いほうから9 0 番目で、比較的安い方となります。一方、軽減なしの夫婦2人世帯は、保険料は3 3 万8 ,7 0 0 円で、2 1 7 7 市町村中3 8 番目で、どちらかというと、やや高目です。

札幌市については、全道市町村の中でも加入者の平均所得が低いことから、そういう意味では所得割の料率が少し高くなっております。ただ、夫婦2人世帯については所得割がかかっておりますことから、全道の中でもやや高い保険料になっております。

以上が30年度の全道の保険料率についてです。

なお、31年度以降の保険料については、道が納付金の計算を進めているところでありまして、11月ごろに仮係数による納付金の金額を示し、来年1月には確定係数による3

1年度納付金の額を示すという予定です。ですから、その結果を見て、場合によっては皆 さんにお諮りすることもあるかもしれませんので、その際には運営協議会の開催について 検討させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

●出光会長 ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問などはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ないようですので、次に進みます。

平成30年度から32年度の中期収納対策基本方針について、事務局から説明をお願い します。

●保険事業担当課長 それでは、中期収納対策基本方針についてご説明いたします。

札幌市の国民健康保険は、平成27年度から29年度までの3年間を対象とした中期収納対策基本方針を策定し、収納率向上のために努めてきました。この3カ年という期間が29年度で終了しましたことから、平成30年度から新たな3カ年計画を立て、収納対策を進めていくことになりましたので、その内容について説明いたします。

資料の2ページをごらんください。

1のはじめにです。

27年度から29年度の3カ年においては、各種収納対策の効果が期待どおり順調にあらわれていると評価しております。したがいまして、次の計画でも基本的にはこれまでの考え方を踏襲した計画を定めることにしたいと考えております。

続きまして、2番の重点項目です。

滞納の未然防止、現年分の年度内完納の徹底、滞納繰越分の滞納整理の徹底の三つの柱を掲げております。これらの具体的取り組みは3ページに記載しております。それぞれの柱ごとにどのような取り組みをどのような手段で実現するかを一覧表にまとめております。

一覧表の中で、2の年度内完納の徹底、3の滞納整理の徹底の中には、それぞれの取り組みとして、資力の見きわめ、あるいは、資力に応じた対応という項目を設定しております。札幌市全体として見た場合、差し押さえ禁止額以上の所得がある世帯はまだまだいると考えておりまして、それを示したものが4ページの円グラフになります。

左上の円グラフは、世帯数に着目して現年度分の滞納がある世帯を所得によって分けたものです。すなわち、差し押さえ禁止額以上の所得がある世帯が、まだ8,900世帯、30%いるということで、これらの世帯は国税徴収法で定める給与の差し押さえ禁止額以上の所得があるということです。

右上の円グラフは、滞納金額に着目して現年度の滞納額を振り分けたものです。これによりますと、滞納の総額の約半数は差し押さえ禁止額以上の所得がある世帯で発生しています。先ほどの30%の世帯に対し、約49%の滞納額がまだ残っている状況です。

また、下段の円グラフは、現年分ではなく、滞納繰越分に同様の分析をしたものです。

このページの円グラフは、いずれも、預貯金や非課税所得など、財産の有無は見ておりません。あくまで所得だけに着目してみたものでして、趣旨としては、所得だけを見て、納付する所得があるにもかかわらず納付に応じていない世帯がどの程度あるかという大まかなイメージをつかんでいただくためのグラフとご理解いただきたいと思います。

続きまして、5ページをごらんください。

4の全市の目標です。

他の政令都市と比較いたしますと、現在も名古屋市がトップの収納率です。その名古屋市をはじめとして、ほぼ全政令市で収納率は近年右肩上がりの傾向にあるというのが全国的な状況です。

このため、我々といたしましても、これまでの3年間と同様、現年度分の収納率については全市で毎年プラス0.5%を目指していきたいと考えております。この0.5%という数値は、過去3年間と同じですが、全体の収納率が上がってきている中、同じ0.5%を維持していくのは厳しいものになるかと思っております。しかし、このような高い目標を設定し、より頑張っていきたいと考えております。

また、滞納繰越分ですが、これまでは、率ではなく、金額で、毎年10億円の収入未済額の圧縮を目標としてきました。しかしながら、収入未済額が全体として減ってきており、これまでと同様の圧縮額ではなかなか難しい部分があると判断しております。そのため、今後3年間については、額ではなく、収納率で目標を設定したいと考えております。過去5年分の滞納繰越分の収納率の平均の伸びを勘案し、毎年、2.16%の上昇を目標としております。

続きまして、6ページをごらんください。

5の各区の目標、6の各区における進捗管理については、これまでの3年間と特に大きな変更はありませんが、各区では目標収納率を本庁と調整の上で決めておりまして、目標達成に向けてそれぞれ計画的に滞納整理に取り組んでおります。また、各区には保険サービス員という保険料の督励を行う非常勤職員が配置されており、保険サービス員と職員が役割分担を行いながら、係長、課長を含めた定期的なミーティングを行うなど、進捗管理を徹底してまいります。

次に、7のその他の取り組みです。

先ほど口座振替のお話が出ましたが、ここでは口座振替の維持・向上を新たに盛り込んでおります。

札幌市の口座振替率は28年度決算で51.5%ですが、一番高い名古屋市では76.76%ということで、1.5倍も高く、非常に差があります。そういったことから、口座振替の推進についてはまだまだ推し進めていかなければならないと考えております。

そこで、現時点で考えている具体的な方策についてですが、まず、滞納のない世帯に対しても口座振替の勧奨を行っていこうと考えております。滞納がある世帯に口座振替の勧奨を行うのは当然ですが、完納している世帯であっても滞納世帯になる可能性もあるわけ

ですから、たとえ滞納がない世帯であっても、口座振替について、全ての世帯に対して勧めていきたいと考えております。

また、これまでよりさまざまな機会を捉えて口座振替の申込書を送る回数を増やしていきます。一部納付や完納などにより証区分が変更になる際にも口座振替の申込書の送付を進めていきます。

さらに、新規国保加入者の届け出様式を変更します。

現在、新規加入の際に窓口で書いていただく届出書に、ご本人が支払い方法を口座振替にするか自分で納付書で払うかを選択する様式になっているのですが、そうではなく、口座振替が原則ですという書き方にして、どうしても都合が悪い場合は自主納を申し出ていただくように届出様式を変更したいと考えております。

このような施策を行い、口座振替の推進について重点的に取り組んでまいります。

以下、(2)の研修の充実強化、情報共有の徹底、調査研究の推進については、これまでと大きく変わってはおりませんが、引き続き取り組みを進めてまいります。

中期収納対策基本方針についての説明は以上です。

- ●出光会長 ありがとうございました。 ただいまの説明につきましてご質問などはございませんでしょうか。
- ●飯田委員 3ページに具体的取り組み内容があって、そこの表の2と3に資力の見きわめという項目があり、それは、生活状況調査、財産調査となっていますね。

私のイメージとしてはかなり難しい調査なのだろうという気がするのです。というのは、マイナンバーにより、証券会社は口座を押さえられますけれども、預貯金はまだとか、不動産関係を含め、なかなか難しいように思うのです。だからこそ、次のページのものもそうで、所得で判断されているわけですよね。

言える範囲で結構ですが、札幌市としてはどのような見きわめをされるのですか。

●保険事業担当課長 財産調査につきましては、一部の金融機関に対しましては、私どもから照会をかけまして、具体的な財産状況についての調査を行っております。ただ、ご指摘のように、金融機関も多数ありますので、全ての財産を把握できる状況には至っていないのが現状です。

本人への聞き取り調査等も交えながら、少しでも幅広く調査を進めていきたいと思って おります。

- ●出光会長 門間委員、どうぞ。
- ●門間委員 名古屋市は、収納率や口座振替率が非常に高く、いい結果になっていると思いますが、札幌市と比較してどの点が随分いいと見ているのですか。
- ●保険事業担当課長 名古屋市は総合的にいろいろなことをやっていまして、ここだけが すぐれているということはありません。ただ、例えば、滞納処分の件数、割合ともに非常 に高くなっております。また、口座振替の徹底につきましても、かなり厳しく窓口の指導 等を行っていると聞いておりまして、これ一つがということではなく、総合的な対策が響

いていると思います。

また、これは言い訳ではありませんが、保険料の比較でいいますと、実は名古屋市は札幌市より低いという状況もあり、札幌市の方が保険料が高い分だけ保険料の収納率が厳しいという要素も一つあるのかなと思っております。

- ●出光会長 そのほか、ご質問などはございませんか。
- ●末岡委員 4ページのグラフの色を確認したいのですが、上が濃い色と考えていいので すか。
- ●保険事業担当課長 カラーではないので、非常に見にくいのですが、上と上が対応しています。
- ●末岡委員 右側が濃い色のほうでいいのですね。少しわかりにくいですね。
- ●出光会長 そのほか、ご質問などはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ほかにご質問がないようですので、この案件は終了いたします。 これで予定していた議題は終了となりますが、そのほかにご意見やが質問などはござい ませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、以上をもちまして本日予定されている全ての審議事項は無事に終 了いたしました。

事務局から何かございますか。

●保険企画課長 次回の運営協議会ですが、現時点では開催時期を決めておりません。また、開催したい時期が近づきましたら個別のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

6. 閉 会

●出光会長 それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。 皆様方のご協力により、本協議会を無事に終えることができました。 皆様、本当にありがとうございました。

以 上